

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 7 月10日
【会社名】	株式会社ニコン
【英訳名】	NIKON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 兼 会長執行役員 馬 立 稔 和
【本店の所在の場所】	東京都品川区西大井 1 丁目 5 番20号
【電話番号】	03(3773)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部経営管理部長 勝 又 樹 一 郎
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西大井 1 丁目 5 番20号
【電話番号】	03(3773)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部経営管理部長 勝 又 樹 一 郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年7月2日付で金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づきに提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決 要件	決議の結果及び賛成 (反対)割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	2,453,617	4,392	0	(注)2	可決 98.35%
第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)6名選任の件					
馬立稔和	2,051,737	110,365	296,023	(注)2	可決 82.24%
徳成旨亮	2,340,938	117,094	94	(注)2	可決 93.83%
大村康弘	2,450,401	7,635	94	(注)2	可決 98.22%
蛭田史郎	2,130,489	38,944	288,697	(注)2	可決 85.39%
立岡恒良	2,446,841	11,195	94	(注)2	可決 98.07%
中田卓也	2,452,750	5,287	94	(注)2	可決 98.31%
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件					
萩原 哲	2,428,157	29,877	0	(注)2	可決 97.33%
千葉通子	2,451,725	6,311	0	(注)2	可決 98.27%

(注)1. 議決権の状況は以下のとおりであります。

議決権を有する株主数 38,301人 総議決権個数 3,285,713個

2. 決議事項が可決されるための要件は以下のとおりであります。

第1号議案 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

第2号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

第3号議案 第2号議案に同じ。

(訂正後)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決 要件	決議の結果及び賛成 (反対)割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	2,453,617	4,392	0	(注)2	可決 98.35%
第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)6名選任の件					
馬立稔和	2,051,737	110,365	296,023	(注)2	可決 82.24%
徳成旨亮	2,340,938	117,094	94	(注)2	可決 93.83%
大村泰弘	2,450,401	7,635	94	(注)2	可決 98.22%
蛭田史郎	2,130,489	38,944	288,697	(注)2	可決 85.39%
立岡恒良	2,446,841	11,195	94	(注)2	可決 98.07%
中田卓也	2,452,750	5,287	94	(注)2	可決 98.31%
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件					
萩原 哲	2,428,157	29,877	0	(注)2	可決 97.33%
千葉通子	2,451,725	6,311	0	(注)2	可決 98.27%

(注)1. 議決権の状況は以下のとおりであります。

議決権を有する株主数 38,301人 総議決権個数 3,285,713個

2. 決議事項が可決されるための要件は以下のとおりであります。

第1号議案 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

第2号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

第3号議案 第2号議案に同じ。

以 上